

物 品 買 受 見 積 書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 鶴見区長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

㊞

下記について、関係法令・貴市関係規定を守り別紙仕様書及び見積条項を確認のうえ、次の金額で見積もります。

1 kgあたりの買受単価（税抜）

古新聞	円
段ボール	円
その他古紙類	円
機密書類	円

案件名称	鶴見区役所古紙等売払（単価契約）
期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
物品引取場所	仕様書のとおり

見 積 条 項

1. 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回することができない。
2. 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額の1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
3. 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
4. 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。